みやぎ生活協同組合大代店の届出概要(法第6条第2項)

- 1 届出者名
 - みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - みやぎ生活協同組合大代店
 - 多賀城市大代五丁目4-30
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
- 4 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前)午前8時45分から午後10時まで
 - (変更後)午前8時45分から午後11時15分まで
- 5 変更の年月日
 - 平成18年4月21日
- 6 届出年月日
 - 平成18年3月30日
- 7 縦覧場所
 - 宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所
- 8 縦覧期間
 - 平成18年4月14日から平成18年8月14日まで(ただし、閉庁日を除く。)
- 9 意見書提出先
 - 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 - 宮城県産業経済部食産業・商業振興課
- 10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する 指針」(経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。